

原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての
透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日：2026 年 10 月 23 日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職) 東京大学 教授

(氏 名) 飯本 武志

「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

- ☒ (A) 私の原子力分野における活動は、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の 3. ①から③のいずれにも該当しない活動であることを申告します。
- ☐ (B) 私の原子力分野における活動には、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の 3. ①から③のいずれかに該当する、又は該当する可能性のある活動があることを申告します。

(備考)

- 1 上記のいずれか該当する□にチェックしてください。
- 2 (B)に該当する場合には、様式 1 に従って該当する項目にその内容をご記入の上、提出ください。
- 3 申告日時点で (B) に該当しない場合でも、本自己申告日以降に (B) に該当する活動を行った場合には、その時点で改めて本自己申告書及び様式 1 をご記入の上、提出ください。
- 4 任命後、様式 1 に記載された情報は公開の対象とします。電気事業者等との契約等により、非公開とされている情報が含まれる場合には、あらかじめその事項について申告をお願いします。
- 5 氏名欄は、タイプによる印字等で記名してください（署名・押印は必要ありません。）。

原子力規制委員会が、原災法対象事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての
透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日：2026 年 10 月 23 日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職) 東京大学 教授

(氏 名) 飯本 武志

「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

- ☒ (A) 私の原子力分野における活動は、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の 3. ①から③のいずれにも該当しない活動であることを申告します。
- ☐ (B) 私の原子力分野における活動には、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の 3. ①から③のいずれかに該当する、又は該当する可能性のある活動があることを申告します。

(備考)

- 1 上記のいずれか該当する□にチェックしてください。
- 2 (B)に該当する場合には、様式 3 に従って該当する項目にその内容をご記入の上、提出ください。
- 3 申告日時点で (B) に該当しない場合でも、本自己申告日以降に (B) に該当する活動を行った場合には、その時点で改めて本自己申告書及び様式 3 をご記入の上、提出ください。
- 4 任命後、様式 3 に記載された情報は公開の対象とします。原災法対象事業者等との契約等により、非公開とされている情報が含まれる場合には、あらかじめその事項について申告をお願いします。
- 5 氏名欄は、タイプによる印字等で記名してください（署名・押印は必要ありません。）。